

まちづくり基本条例（自治基本条例）とは何か、改めて『まちづくり』を考える

帝塚山大学 中川幾郎

1. 河合町をとりまく社会背景

(1) 厳しさを増す自治体経営

- ① 縮小し続ける自治体財政と職員数
- ② 進行する超高齢化と少子化
- ③ 異常気象常態化と地殻活動の活発化（局地的豪雨、洪水、山崩れ、地震多発、火山噴火）
- ④ 地域コミュニティの防災力低下
- ⑤ イメージ先行のネット社会化と地方政治行政への無関心化

(2) 限界に達しつつある国・地方の財政力

- ① 1.000兆円を突破した国・公債残高
- ② 人口構成における担税能力層の縮小と社会保障給付受給者層の拡大

(3) 住民組織の社会的・物理的崩壊

- ① 超高齢化・少子化・孤立化（どの自治体も例外ではない）
- ② 人口減少（郡部では深刻）
- ③ 人材資源の無駄遣い（各種団体への人材分散）と後継者不在
- ④ 住民側の総合能力の低下（地域コミュニティの崩壊と団体の縦割り型割拠）

2. 危機の時代の「まちづくり」を考える(団体自治=町役場だけで可能か)

(1) 真のまちづくりとは…

- ① コミュニティレベルにおける「社会資本」形成の営みを意味する
- ② 「社会資本=Social Capital」の三層構造
ハード（インフラ）・・・今までは、この投資ばかりを要求してきた
ソフト（社会的共通資本）・・・民営化の失敗、公共性と公共経営の再認識
ヒューマン（社会関係資本）・・・人的資本投資の根本的なやり直し

(2) まちづくりの優先順位・発展段階

- ① 安全・安心（災害対応、犯罪防止）
- ② 機能性の整備（子ども、女性、高齢者、弱者にとって住みやすいか）
- ③ 社会的関係の場として（コミュニケーションは活発か=信頼と面識社会づくり）
- ④ 真善美の面から（学び、美しさ、ハイモラル）
- ⑤ ローカル・アイデンティティの確立（オンリーワンのまちづくり）

3. なぜまちづくり基本条例（自治基本条例）が必要だったのか

(1) (自治)(まちづくり)基本条例とは何か

- ① 憲法・地方自治法・自治体条例の体系を簡略化して可視化する
- ② 自治体条例体系内の規範性を確立する
- ③ 自治体運営理念(平和、人権、環境など)・原則(協働、情報共有など)を確認する
理念＝重視する価値、原則＝行動原則
- ④ 市民（市民団体）、政治（議会）、行政（首長・職員）三者の役割、責務の明記
- ⑤ 住民（市民）自治、団体自治（議会と行政）の関係性の再確認
- ⑥ 自治体独自制度の設置根拠条例（市民参画、住民投票、行政評価、パブ・コメ制度、外部監査、NPO支援、住民自治システム等が規定されることが多い）

(2) 住民自治とは何か

※一般的には、住民主権に基づく団体（行政・議会）統制システムを指している
住民自治システムを条例で明確化する必要性がある

(3) 実体的には3つの住民自治がある

- ① コミュニティ型自治（共和主義的）＝地域共同社会＝自治会、区長制度など（ヨ コ）
- ② アソシエーション型自治（自由主義的）＝目的別結社社会＝NPOなど（タテ）
※ この二つがそろって市民社会は活性化する
- ④ 住民による団体自治の直接統制権＝条例の改廃制定請求権、特別職の解職請求権
監査請求権（ナナメ）

(4) 河合町まちづくり基本条例の役割

- ① 河合町の自治の仕組みの簡便手引き（憲法、地方自治法、各種条例）
- ② 河合町がめざす方向と決意、行動原則の明示
- ③ 河合町が設ける独自システムの根拠

4. 河合町まちづくり基本条例で議論していただきたいこと

(1) 「町民」概念を幅広く示すか

広義の町民(幅広くまちの活性化に協力してもらう対象)
狭義の町民(住民登録している町民、公職選挙法上の有権者など)
※住民登録上の住民<在勤・在学者<河合町を愛する人

(2) 「町民（住民）」の多面性をどう認識するか

サービス受給者、租税負担者、経営者

(3) 行政責任を明確にする必要性はないか

制裁的責任、機能的責任、説明責任、応答責任

(4) 「参画」と「協働」「まちづくり」を実体化した条例であるべきでは

(5) 情報公開から情報共有へ踏み込むべきでは

5. 住民自治の活性化を求めて(弱体化する住民自治にどう太刀打ちするか)

(1) 住民自治協議会、地域自治協議などの編成に向けた全国的な動向

①政令都市では

福岡市、北九州市、京都市、神戸市、大阪市、堺市、横浜市

②中核市では(西日本)

高松市、豊中市、宮崎市、奈良市など

③一般市では(近畿)

東近江市、伊賀市、名張市、八尾市、丹波市、篠山市、朝来市など

④奈良県内では

奈良市、生駒市、宇陀市、吉野町、などが方針決定し、行動を開始

(2) 地域自治協議会(まちづくり協議会など名称はさまざま)のメリット

①いつでも、どこでも、だれでもが相談し合え、力を合わせられる仕組み

②すべの分野、男女すべての世代、地域内の各地区が…

③一部の人材に負担が偏らない

④次世代への継承がしやすい

⑤災害、犯罪に備えた安心できる地域が作れる

⑥挨拶しあう、心通う地域が作れる

⑦身体が弱った人、高齢者単独世帯が安心して暮らせる

⑧子どもが安心して通学できる

⑨子育てがしやすくなる

⑩地域ビジネスが生まれる

⑪みんなが地区の明確なイメージと誇りを持つことができる

⑫その他、色々…

(3) そのためにも「地区まちづくり計画」が必要、その手順は？

① 市内各地区において、それぞれ望ましい将来像をイメージする

② 現状を分析する

③ 資源の点検を行う

④ それらをもとに、将来に向けた「行動方針」をつくる

⑤ 分野は、生活の全体性に即したすべてですが、…

順番は

安全→安心→衣食住の利便性→地域社会の意思疎通を活性化→地域学習→経済活性化
→地域の独自性確立→次世代に引き継ぎ

- (4) 河合町基本構想と「地区まちづくり計画」の連動性
団体自治の計画と住民自治の計画の二層構造が必要

6. 参画と協働のまちづくりを考える

- (1) 「参画と協働のまちづくり」をキチンと定義する
- ①参加と参画は異なる
Participation と Encounter
 - ②協力と協働も異なる
Collaboration と Co-Production
- (2) 協働を空疎なアリバイにしないために（先行自治体の協働原則から）
（横浜市コード、愛知県ルールブック、奈良市参画協働指針、朝来市協働指針など）
- ①対等
 - ②相互理解
 - ③自主性尊重
 - ④自立化
 - ⑤目的共有
 - ⑥相互補完
 - ⑦情報公開・情報共有
 - ⑧共に変わる
 - ⑨期限

7. 5つの「協働」領域、4つの協働プロセス

※すべての部局に協働の実践が求められている

- ① 委託
- ② 補助
- ③ 後援
- ④ 共催
- ⑤ 第三の協働（新しい公）

政策形成 A→政策決定 P→政策実行 D→政策評価・修正 C→

※「政策協働」と「事業協働」とがある